

滋賀県フェンシング協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県フェンシング協会（以下「本協会」という。）規約第5条第6条に規定する組織、会員に関し定めるものとする。

(登録の義務)

第2条 本協会および県内におけるフェンシング競技を統括する団体（以下「加入団体」という。）の事業（競技会、講習会、その他すべての事業）に参加する者は規約6条に則り、すべて本協会に登録をしなければならない。

2 (公社) 日本フェンシング協会の諸事業や各都道府県協会が行う事業のうち、日本フェンシング協会の登録が必要な事業に参加する会員は日本協会の登録を行わなければならない。

(種別)

第3条 本協会の会員登録をしたものと会員とする。

2 会員は、本協会の会員規程並びにコンプライアンス規程を遵守しなければならない。

(登録費)

第4条 会員は規約第6条に定めるものとし、登録年度ごとに別表に記載される種別に従って登録費を支払わなければならない。

2 登録費は理事会にて定めるものとする。

3 会員等の登録は本協会に登録費の納入が確認された時点で有効とする。

4 登録費はその全額を本協会事業年度の会計に使用する。

(登録有効期間)

第5条 登録有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日まで（以下「登録年度」という。）とする。

2 登録年度の途中で登録を行った者の登録有効期間は、登録日から当該登録年度末の3月31日までの期間とする。

(登録申請期間)

第6条 本協会への登録申請期間は原則として当該事業年度の4月1日より3か月間とする。

2 第1項にかかわらず登録年度の途中で新規会員等として入会しても、登録料は同額とする。

(罰則)

第7条 会員規程第2条に則り、登録が必要であるにもかかわらずこれを怠った者に対しては、次のとおりの罰則を適用する。

① 会員登録を怠った者は 本協会および加入団体の当該年度の運営並びに競技会等、各種行事に選手、役員、審判員等として参加することはできない。

(外国人の登録)

第8条 日本国籍を有しない者の本会への登録は、日本人に準じて行うものとする。

2 日本国籍のない選手の競技会への参加資格および入賞条件については各競技会の主催団体の定めによる。

(アンチ・ドーピング等)

第9条 競技会参加選手は世界アンチ・ドーピング規程国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程（これらの改定版も含む。以下総称して「アンチ・ドーピング規程等」という。）が適用されること及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の公式ウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org/code/>）に掲示されているアンチ・ドーピング規程等に定めるドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理等の一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続という。）を理解し、同意しなければ、個人登録をすることができない。

2 競技会参加選手が未成年者である場合には、その親権者がアンチ・ドーピング規程等の内容を理解した上で、当該競技会参加選手に対してその内容を指導し、かつ、ドーピング・コントロール手続に同意しなければ、当該競技会参加選手は個人登録をすることができない。

3 第2項にかかわらず、競技会参加選手が18歳以上である場合には ドーピング・コントロール手続においては成年者と同様に扱うことを了承する。

4 競技会参加選手又はその親権者が世界アンチ・ドーピング規程国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に違反したときは、本協会は、当該競技会参加選手の個人登録を抹消することができる。

第10条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

【附則】

本規程は、2023年3月18日より施行する。

別表

種別	登録費	備考
滋賀県フェンシング協会 会員 (1)会員 (社会人、大学生以上) (2)会員 (高校生以下) (3)名誉会員 (4)賛助会員	1,000 円 500 円 0 円 0 円	
(公社)日本フェンシング協会個人会員 (1) 個人登録 (一般) (2) 個人登録 (大学生等※) (3) 個人登録 (高校生等※) (4) 個人登録 (中学生) (5) 個人登録 (小学生) (6) 個人登録 (審判員) (7) 個人登録 (支部理事等)	10,000 円 7,000 円 4,000 円 2,500 円 2,000 円 9,000 円 5,000 円	